

第1 監査の対象

文化スポーツ部(文化・生涯学習課、道風記念館、味美・高蔵寺・南部・西部ふれあいセンター、中央・知多・鷹来・坂下公民館、青年の家、東部市民センター、スポーツ課、図書館)

第2 監査の期間

令和5年9月1日から令和5年11月16日まで

第3 監査の方法

令和4年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて、春日井市監査基準に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 契約に関する事務

- ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。
- イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。
- ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

(2) 補助金の交付に関する事務

- ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。
- イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。
- ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- ウ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

- エ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。
- (2) 支出に関する事務
- ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
- ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
- ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
- イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
- ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
- ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

文化スポーツ部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課等において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 契約に関する事務

ア 備品の調達事務が適切でなかったもの

冷蔵庫の取得に当たり、管財契約課に調達の依頼がなされていなかった。

物品の取得に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務手続をされたい。
(青年の家)

イ 契約内容及び契約履行の確認が十分でなかったもの

次の2点について、春日井市契約規則に基づき適正な検査を行うとともに、契約期間については、契約内容の履行に必要な日数を考慮し設定されたい。

(ア) ピアノ・リサイタル公演業務委託について、委託内容に公演の実施やチケット

トの取り扱い・販売業務等が定められ、販売代金は速やかに払い込むとともに、その内容を示す計算書等により報告するとされていたものの、完了検査は公演実施の確認のみをもって行われ、販売代金の払い込み及び報告は契約期間後に行われていた。(東部市民センター)

(イ) 高森山テニスコート劣化度調査業務委託について、委託内容が調査実施及び報告書作成であったものの、完了検査は調査実施の確認のみをもって行われ、報告書は契約期間後に納品されていた。(スポーツ課)

ウ 契約書類の確認が適切でなかったもの

春日井市立学校体育施設開放事業委託について、契約書の契約期間に記載誤りが見受けられた。

契約書の作成に当たっては、春日井市契約規則に基づき適正な事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。(スポーツ課)

(2) 収入に関する事務

ア 収納に係る事務が適切でなかったもの

春日井市民第九演奏会の入場券及び道風くんグッズの販売に際し、領収書の発行がなされていないものがあつた。

春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。(文化・生涯学習課)

(3) 支出に関する事務

ア 支出負担行為に係る事務が適切でなかったもの

スポーツ・ふれあい財団運営費補助金の支出負担行為変更決議書について、決裁権者への回議がなされていなかった。また、会計管理者への合議もなされていなかった。

支出負担行為の決議に当たっては、春日井市決裁規程及び春日井市会計規則に基づき適正な事務処理をされたい。(スポーツ課)

(4) 財産管理等に関する事務

ア 備品台帳の整備が適切でなかったもの

文芸館スカイフォーラム用ベンチ(1台)について、備品台帳に登載されていなかった。

春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(文化・生涯学習課)

イ 公有財産台帳の整備が適切でなかったもの

市民球場の公有財産台帳について、施設の一部建替えにより増加した面積等の変動が反映されていなかった。

公有財産に係る事務に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。 (スポーツ課)